

令和7年度相談支援従事者初任者研修 開催要項

1. 目的

地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要なサービスの、総合的かつ適切な利用支援援助技術の修得及び相談支援事業従事者の資質の向上を図るために開催する。

また、障がい福祉サービス利用者の希望する生活及び課題等を把握し、利用者やその家族の生活に対する意向、総合的支援の方針及び生活全般の質を向上させるための課題等を勘案した個別支援計画の作成等にあたるサービス管理責任者等の資質の向上を図るために開催する。

2. 主催

島根県（実施機関：社会福祉法人島根県社会福祉協議会 島根県福祉人材センター）

3. 期日・開催場所・定員

		期日	開催場所	定員
前期	講義	eラーニングによる受講（約12時間）動画公開日～7月18日（金）		150名
中期		7月28日（月）～29日（火）	朱鷺会館大ホール	54名
後期①	演習	8月29日（金）		
後期②		9月30日（火）～10月1日（水）		

※定員について・・・下記4（1）全日程については、事業所内での優先順位をつけてください。

定員を超過した場合は、申込書に記載された優先順位等を考慮して受講をお断りする場合があります。

4. 受講対象者等

島根県内に所在する法人（事業所）で従事している、または従事する予定の者で、下記（1）もしくは（2）のいずれかの日程を選択し、各受講要件をご確認ください。

（1）全日程〔相談支援従事者初任者研修受講者〕

下記①～③を全て満たしている者若しくは市町村職員で相談支援事業に従事している者

- ① 本研修受講後1年以内に指定相談支援事業所において相談支援専門員として従事することが見込まれる者
- ② 厚生労働省告示に定める相談支援専門員として必要な実務経験年数（別紙1参照）を満たしている者、又は本研修受講後1年以内に満たすことが見込まれる者
- ③ 中期及び後期①終了後の実習が実施できる者

（2）前期日程のみ〔サービス管理責任者基礎研修・児童発達支援管理責任者基礎研修受講予定者（以下、サビ管・児発管研修）※、市町村障がい福祉担当職員〕

- ① 指定障害者支援施設及び指定障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者、指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所の児童発達支援管理責任者として従事することが見込まれる者
※サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者には、本研修の前期eラーニングの受講及び別途開催される「サビ管・児発管研修」の受講が必要です。また、サビ管・児発管研修の受講には受講要件がありますので、受講希望の方は本会ホームページにおいて予めご確認ください。
- ② 市町村障がい福祉担当職員

5. 申込方法・受講決定・受講料等

（1）申込期間 令和7年4月10日（木）～5月9日（金）13時までに申し込んでください。

※同一事業所において複数名申し込むことは可能です。

※申込みは基本的に事業所を通しておこなってください（個人での申込はできません。）

- 申込期間中に「島根県福祉人材センターホームページ（<https://www.shimane-fjc.com/>）」にアクセスして、『研修受講サポートシステム』から申し込みをしてください。
- 期限を過ぎての受講申し込みは受け付けません。
- 『研修受講サポートシステム』の申し込み後、入力内容に不備がある場合は受講決定になりません。申込状態が「要件不備」となった方は要件不備の内容を確認のうえ、不明な点があればお問合せください。

(2) 添付書類（全日程のみ）

申込と併せ、下記（ア）～（イ）に従い各種書類をアップロードし、添付してください。

（ア） 実務経験申出書（様式 1）・・・実務経験年数を確認（別紙 1 参照）

（イ） 令和 6 年度相談支援従事者初任者研修の受講証明書の交付を受けている方は、今年度の相談支援従事者初任者研修の前期部分の受講が免除されます。該当する場合は、申込の際に、令和 6 年度相談支援従事者初任者研修の受講証明書の写しもアップロードし、添付してください。・・・該当者のみ

(3) 受講決定

① 『研修受講サポートシステム』の申し込み後、受講決定した場合は申込状態が「受講決定」になります。申込み期間終了後 2 週間程度で「受講決定通知書」を郵送します。

② 決定後の受講取消はご遠慮ください。やむを得ず受講を取り消される場合、請求書に記載された期限までにご連絡頂いた場合のみ受講料を返金いたします。ただし、返金にかかる手数料はご負担頂きます。

(4) 受講料等

受講料 ひとり 全日程 6,000 円（消費税非課税） ・ 前期日程のみ 3,000 円（消費税非課税）

受講決定通知にあわせて受講料請求書を送付いたします。請求書に記載された期限までに所定の方法により受講料をお振込みください（振込手数料はご負担ください）。

改訂「障害者相談支援従事者研修テキスト(初任者研修編)」中央法規出版(株) 2024年12月発行
テキスト金額 3,850 円（消費税課税） ※別途テキストは各自でご購入いただけます。

6. eラーニング ※詳細は受講決定者に個別に通知します。

eラーニングのパスワード等は受講料納入確認後、別途送付します。紛失された場合、再発行はできませんので各自大切に保管してください。

- eラーニングとは、自宅や職場のパソコン等インターネットを介して web サイト上の学習システムにログインし、動画を視聴して学習する方法です。
- eラーニングに必要なインターネット環境や動画再生・音声出力ができるパソコン等を受講者自身で用意していただくことになります。なお、パソコン等の操作方法や設定に関する質問についてはお受けできません。
- eラーニングの受講期間の延長はできません。期間中は、動画を繰り返し視聴できます。

7. 事前学習

以下の用語について、事前に意味を理解した上で研修に参加してください。

ノーマライゼーション、ソーシャルインクルージョン、エンパワメント、ストレングス、アドボカシー、ケアマネジメント、スティグマ、リカバリー

8. 実習

全日程受講者には、中期及び後期①終了後に、受講者各自で実習を実施していただきます。実習の詳細は中期及び後期①で説明しますが、概要は以下のとおりですので、実施可能であることを確認してください。

実習① 期間 中期終了後～後期①までの間

内容 各受講者が関わる障がい当事者へのインタビューからアセスメントを実施する。

※現在自らが関わる障がい当事者がいない場合は、所属する法人内で調整をしてください。

実習② 期間 中期終了後～後期①までの間

内容 研修終了後に就業予定の相談支援事業所等が所在する地域において、社会資源に関する情報を収集する。

※社会資源に関する情報のうち、各市町村自立支援協議会（以下「協議会」という。）に関する情報は、各協議会において説明の場を設けます。申込書に、参加する市町村を記載してください。

参加する市町村は別紙 2「令和 7 年度相談支援従事者初任者研修実習②開催日程」を参考にしてください。

実習③ 期間 後期①終了後～後期②までの間

内容 実習①の障がい当事者に対して再度アセスメントを実施するとともに、サービス等利用計画（案）を作成する。

9. 課題の提出

(1) 後期①、後期②の1日目の受付時には、実習期間に取り組んだ内容（詳細は「8.実習」参照）について、課題の提出が必要です。

(2) 例年、課題提出時に不備（必要部数を揃えていない等）がある受講者がいるため、受付が混雑し、開始時間や研修に支障が生じることがあります。中期で説明される実習ガイダンスや資料をよく確認し、提出課題や部数に不備がないようにしてください。また、受付終了間際ではなく、時間に余裕をもってお越しください。

10. 修了証書の交付等

(1) 全日程修了者については修了証書が、また前期2日間修了者には受講証明書が交付されます。

(2) 地震、台風等やむを得ない事情以外の理由による遅刻は一切認めません。※法人、施設等においては、受講者が全日程を受講できるよう調整等を行ってください。

(3) 欠席、遅刻、早退等により受講時間数を満たさない場合や課題の提出がない場合は、修了証書・受講証明書を発行できません。また、受講態度が著しく不良であると認められる場合や研修内容を理解していないと判断される場合は、修了証書・受講証明書の発行を行わないこともありますので、予めご了承ください。

○ 修了証書の発行 全日程終了後に発行します。

○ 受講証明書の発行 前期日程終了後に発行します。

※詳細は別紙「研修受講にあたっての注意事項及び留意事項について」をご熟読ください。

11. 従事状況の調査

(1) 研修修了者へ従事状況の調査を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。

12. 会場

朱鷺会館 出雲市西新町2丁目 2456-4（「しまね花の郷」となり）

○JR 西出雲駅南口から徒歩 10 分（JR 西出雲駅より南へ約 500m）

13. お問い合わせ先

社会福祉法人島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター） 担当／永瀬・足立

〒690-0011 松江市東津田町 1741 番地 3 いきいきプラザ島根 2F

【TEL】 0852-32-5975 【FAX】 0852-32-5956 【HP】 <https://www.shimane-fjc.com/>

受講者の皆様に関する個人情報、研修の受講名簿・名札の作成、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修終了後の履修証明書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。

令和 7 年度相談支援従事者初任者研修 日程表

期	日程	時間	内容	大項目	中項目	
前期	e-ラーニングによる受講 動画公開日～7/18(金)		相談支援(障がい児者支援)の目的(1.5H)	第1章	講義 1-1	
			相談支援の基本的視点(障がい児者支援の基本的視点)(2.5H)		講義 1-2	
			相談援助に必要な技術(1H)		講義 1-3	
				相談支援におけるケアマネジメントの手法とプロセス(1.5H)	第2章	講義 2-1
				相談支援における家庭支援と地域資源の活用への視点(1.5H)		講義 2-2
				障害者総合支援法及び児童福祉法の理念・現状とサービス提供プロセス(1.5H)	第3章	講義 3-1
				障害者総合支援法及び児童福祉法における相談支援(サービス提供)の基本(1.5H)		講義 3-2
中期	7/28(月)	8:20～ 8:50	受付	講師		
		8:50～ 9:00	開会			
		9:00～16:30	演習			
		7/29(火)	9:00～15:00			「相談支援におけるケアマネジメントに必要な視点と技術」
			15:00～16:00			振り返り・実習ガイダンス
後期①	8/29(金)	8:20～ 8:50	受付 ※課題の提出があるため、時間に余裕をもってお越しください	江津市基幹相談支援センター 焼杉 叔生氏		
		8:50～ 9:00	開会			
		9:00～16:00	演習		松江市障がい者基幹 相談支援センター絆 浅津 良太氏	
			「実践研究① 実習課題に基づくアセスメントの検討」			
後期②	9/30(火)	8:20～8:50	受付 ※課題の提出があるため、時間に余裕をもってお越しください	相談支援事業所よもぎ 曳野 由季子氏		
		8:50～9:00	開会			
		9:00～13:15	演習		CS いずも相談支援事業所 山形 美由紀氏	
			「実践研究② 実習課題に基づく再アセスメント及び支援方針(計画案)の報告と共有」			
	10/1(水)	14:15～17:15	演習	ここから相談所そら 檜谷 佳誉子氏		
		9:00～12:15	演習			
			「実践研究③ ケアマネジメントプロセスの定着演習」			
	13:15～15:15	演習				
		「振り返り」				

※時程は多少前後する可能性があります。中期・後期①②は昼食休憩が1時間程度入ります。